

令和4年度篠栗町社会福祉協議会の苦情結果の公表について

社会福祉法第82条第1項の規定により、篠栗町社会福祉協議会では、利用者からの苦情に対する体制を整えています。

個人情報に関するものを除き、ホームページにおいて公表します。

苦情に関する状況

| | 社会福祉協議会 | 第三者委員 |
|----|---------|-------|
| 発生 | なし | なし |
| 申出 | なし | なし |
| 解決 | なし | なし |

令和5年3月31日現在